

## (仮称) 新交通西風新都線建設事業環境影響評価実施計画書について (答申)

当審査会は、令和元年8月22日に、市長から(仮称)新交通西風新都線建設事業に係る環境影響評価実施計画書について諮問を受け、これまで2回の審査を行った。

本事業は、広島市の新交通システム(アストラムライン)を現在の終点である広域公園前駅からJR西広島駅まで延伸し、アストラムラインとJR山陽本線を接続することにより軌道系の公共交通機関の循環型ネットワークを形成しようとするものである。

本事業の特性や地域特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う環境影響が実行可能な範囲で回避・低減されたものとなるよう、以下のとおり意見を述べる。

### 1 大気質

本事業に併せて整備される3・3・344己斐中央線の自動車の通行に伴う大気質への影響は、交通量により異なることから、供用後の3・3・344己斐中央線の交通量の予測を明らかにした上で、大気質の予測及び評価を行うこと。

### 2 騒音・振動

- (1) 己斐地区は坂が多く、また、大型車両による重量物の運搬が想定されることから、工事車両の走行により発生する低周波音の影響が懸念される。このため、工事車両の走行による低周波音の調査、予測及び評価の必要性を検討すること。
- (2) 高架部の道路交通騒音について、高架構造物による反射を考慮に入れた予測及び評価を行うこと。
- (3) 微気圧波(車両がトンネルに進入する際に生じた空気の圧縮波がトンネル出口でパルス状に放出される現象)による騒音及び振動について検討すること。

### 3 水質

工事に伴う排水が石内川に流入する場合には、石内川の水質や流域の水生生物等への影響が考えられることから、環境影響範囲及び環境影響評価項目の追加について検討すること。

### 4 水象

工事の実施により水象(地下水)に及ぼす影響について、調査地点の追加の必要性を検討すること。

## 5 地形・地質

事業計画地及びその周辺の土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険溪流）を明らかにし、必要な防災対策を講じること。

## 6 動物・植物

動物及び植物の調査範囲の設定根拠を明らかにすること。

## 7 景観

- (1) 景観の予測地点について、選定した理由を明らかにすること。
- (2) 本事業のルートは住宅地を通ることから、地域住民の身近な景観に及ぼす影響を予測及び評価できる調査地点を追加すること。

また、工事の施工前後の景観の変化が把握できるものを提示するなど、市民に分かりやすい予測結果を示すこと。

## 8 温室効果ガス

工事の実施に伴う建設機械の稼動及び工事用車両の走行による温室効果ガスの影響を環境影響評価項目に選定しない理由を明らかにすること。